

# 座間市における事件の再発防止に 関する文部科学省の取組について

令和元年9月25日

文部科学省



文部科学省

# (1) 座間市における事件の再発防止策の 実施状況について



文部科学省

# SNS等を活用した相談体制の構築に関する当面の考え方(最終報告)①

## 1 背景

- ✓ 近年、若年層の多くがSNSをコミュニケーション手段として活用
  - ✓ 先般、神奈川県座間市において、SNSを利用した高校生3人を含む9人の方が殺害された残忍な事件も発生
  - ✓ SNS上のいじめ等の問題への対応が課題として浮上
- ⇒ いじめを含む様々な悩みに関する児童生徒の相談について、SNS等を活用する利点・課題等を検討するため、有識者から構成される「SNSを活用したいじめ等に関する相談体制の構築に係るWG」を平成29年7月に設置し、議論。WGでの議論に基づき、いじめ防止対策協議会において、平成30年3月28日に最終報告を取りまとめ。

※SNS等:通常スマートフォン等を用いて利用するSNSに加えて簡易な相談・通報を可能とするアプリ等を含めたもの

## 2 最終報告の概要

### (1)はじめに

- 報告書は、平成30年以降、地方公共団体が行う相談の実施に際しての留意点を示すもの。
- 全国展開については、平成30年以降に実施される相談の結果を検証し、相談技法の改善を図った上で検討。

### (2)相談体制の在り方

- 相談の対象者について、SNS等を用いた相談技法等が十分に確立されていない現時点においては児童生徒のみを対象とし、保護者については一方向の通報等の仕組みを利用する場合のみ対象とすることが考えられる。
- 相談受付時間については、例えば、児童生徒が相談しやすい平日午後5時から午後10時、また、気持ちが落ち込みやすい長期休業明け前、入試時期前後や日曜日などが考えられる。また、受付時間を限定する場合は、時間外には応答できないことや、緊急時は24時間子供SOSダイヤル等を用いてほしいことを、自動応答機能等により伝える。
- 音声通話による状況確認が必要な時は、相談者の了解を得て、音声通話や面接による相談につなげる。
- 相談員の体制については、相談業務に関する知識・経験を有する者に加え、学生など若年層によるコミュニケーション事情に精通した者を組み合わせることが効果的と考えられる。
- 相談内容等のプライバシーが確実に守られることを示すとともに、生命に関わる等の緊急時には、学校や関係機関に情報共有する旨を利用案内等において分かりやすく示す。

## SNS等を活用した相談体制の構築に関する当面の考え方(最終報告)②

### (3) 緊急時等の具体的な対応要領

- 相談者が自殺をほのめかす等の緊急時には、相手の了解を得た上でできるだけ早く音声通話による相談へ切り替えを図るとともに、可能な限り相談者の氏名や所在地を聞き出し、必要に応じて学校や警察等の関係機関にも通報する。
- 時間外に相談が来た場合は、応答できない旨を自動応答機能や利用案内等で分かりやすく示す。
- 同時に複数の相談が来た場合は、すぐに対応できない場合があることや、相談員が対応できない状況で、かつ、緊急の相談の場合には24時間子供SOSダイヤル等を用いてほしいことを、自動応答機能や利用案内等で分かりやすく示す。
- 相談を受け付けるSNSのIDやアプリのダウンロード方法については、当該地方公共団体にある学校を対象として周知することが考えられるが、他の地方公共団体に在籍校がある児童生徒から相談があった場合は、緊急時を除き、24時間子供SOSダイヤル等を紹介することが考えられる。

### (4) 相談システム

- 相談システムに用いるSNSやアプリ等の選定に当たっては、児童生徒への普及の度合い又は普及の実現可能性や、児童生徒の活用のしやすさ、相談受付後の対応のしやすさ等を勘案すべきである。
- SNS等を活用した双方向による相談の仕組みではなく、アプリ等を活用した一方向の通報等の仕組みも考えられる。その場合は、即時の返信ができないことや、緊急時は24時間子供SOSダイヤル等を用いてほしいことを分かりやすく示す。

### (5) 民間団体等との連携・協力

- SNS等を活用した相談に係る知見・技術を有する民間団体等との連携や、システムの設計・構築を含めできる限り事業者の協力が得られることが望ましい。

### (6) その他の留意点

- 情報管理を厳格に行い、児童生徒の氏名や相談内容の漏えい防止等を徹底する必要。
- SNSの機能を活用した、いじめ防止等に関する情報発信も効果的。
- 保護者の方針等により、スマートフォン等を持たない児童生徒も多くいることから、24時間子供SOSダイヤルの周知を強化するなど、適切な配慮を行うことが望ましい。
- 関係各者から成る協議の枠組みの設置等を検討すべき。

# SNS等を活用した相談事業

令和2年度要求・要望額 221百万円  
(前年度予算額：210百万円)



文部科学省

## <背景>

- いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は、相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する観点から喫緊の課題。
- また、座間市におけるSNSを利用した高校生3人を含む9人の方が殺害された残忍な事件を受け、ネットを通じて自殺願望を発信する若者が適切な相談相手にアクセスできるよう、これまでの取組の見直しが求められている。
- スマートフォンの普及等に伴い、最近の若年層の用いるコミュニケーション手段においては、SNSが圧倒的な割合を占めるようになっている。

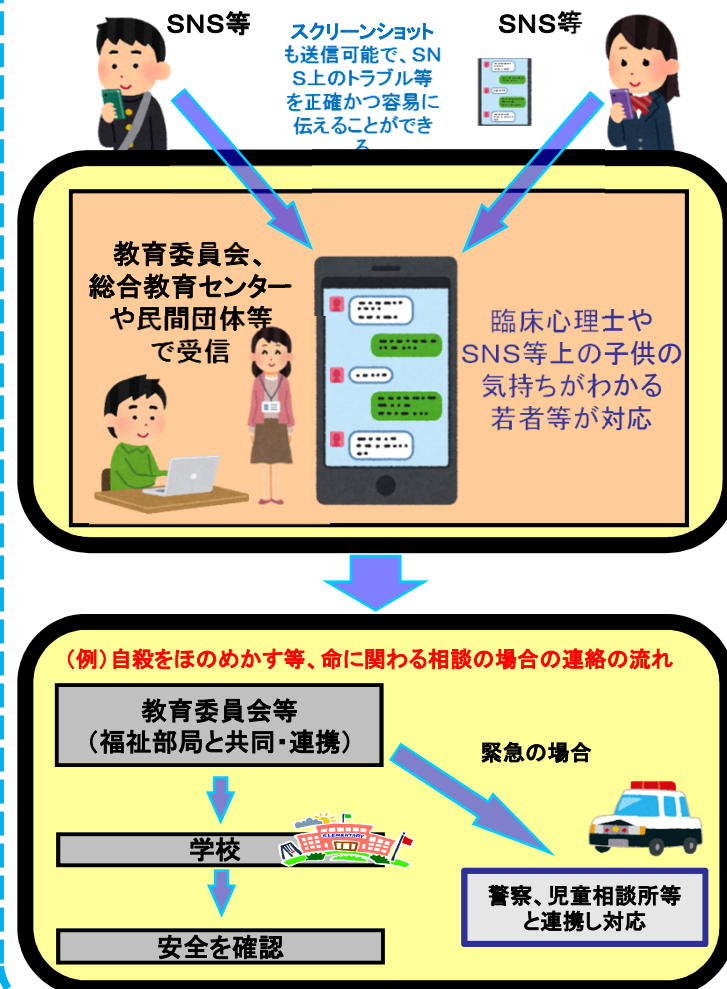
(参考)

H30年[平日1日]コミュニケーション系メディアの平均利用時間(令和元年度版情報通信白書(総務省))  
10代：携帯電話3.1分、固定電話0.0分、ネット通話5.1分、ソーシャルメディア利用71.6分、メール利用13.5分

## <事業概要> ① SNS等を活用した相談体制の構築に対する支援 ② SNS等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究

- 事業形態：①補助事業(補助率:定額) ②委託事業
- 実施主体：①原則、都道府県・指定都市  
※ 但し、指定都市を除く市区町村は、将来的な都道府県等による広域的な相談体制の構築に資すると認められる場合に限る。  
②民間団体等
- 実施箇所：①30箇所 ②2団体
- 事業内容：
  - ・ 相談対象者：原則、児童生徒
  - ・ 相談受付時間：児童生徒が相談しやすい平日午後5時～午後10時までや、長期休業明け前後や日曜日など。
  - ・ 実施内容：
    - ①既に相談体制が立ち上げられている地域において、児童生徒が相談しやすいよう改善を図った相談体制を構築。(既に文部科学省の事業を実施した自治体に限る。)
    - ②相談体制が立ち上げられていない地域においてSNS等を活用した相談を行いつつ、効果的・効率的な相談受付日や受付時間等、適正規模の相談体制の在り方、相談技法やシステムの確立等の研究を行うとともに、SNS等を活用した相談と電話相談の有機的な連携の仕組みを明らかにする調査研究。

## 【イメージ】SNS等を活用した相談



さらに、広く若者一般を対象としたSNSによる相談事業を実施する厚生労働省と、児童生徒を対象とする文部科学省がそれぞれの取組から得た知見を共有するなど連携し、SNS等を活用した相談対応の強化を図る。

# 令和元年SNS等を活用した相談体制の構築事業における各自治体の取組内容(予定)

通し番号	自治体名	活用ツール	取組内容※1 (予定)		相談対象※2 (予定)		想定している学校種 (予定)				相談受付期間 (予定)	相談受付期間 (具体的な期間) (予定)	相談受付日 (予定)	相談受付時間 (予定)
			双方向 の相談	一方 向の 通報等	自治体内 全域	自治体 の一部	小	中	高	合計人数				
1	北海道	LINE	○		○		×	×	○	9.1万人	夏季休業期間を含む期間	調整中又は 現時点で非公表	毎日	17:00～21:00
2	山形県	Kids' Sign		○	○		×	×	○	2万人	7月から9月	H31.7.1～H31.9.30	毎日	0:00～24:00
3	群馬県	LINE	○		○		×	×	○	5.4万人	調整中又は 現時点で非公表	調整中又は 現時点で非公表	調整中又は 現時点で非公表	調整中又は 現時点で非公表
4	東京都	LINE	○		○		×	○	○	69.4万人	通年	H31.4.1～H32.3.31	毎日	17:00～21:30
5	神奈川県	LINE	○		○		×	○	○	45万人	夏季休業期間明け	調整中又は 現時点で非公表	毎日	調整中又は 現時点で非公表
6	新潟県	LINE	○		○		×	○	○	12.2万人	通年	H31.4.1～H32.3.31	毎日	一部期間は18:00～23:00 一部期間は15:00～20:00
7	富山県	LINE	○		○		×	○	○	0.5万人	6月から10月	H31.6.1～H31.10.31	一部期間は平日 一部期間は毎日	18:00～21:00
8	長野県	LINE	○		○		×	○	○	12万人	長期休業期間前後	調整中又は 現時点で非公表	毎日	調整中又は 現時点で非公表
9	岐阜県	調整中又は 現時点で非公表			○		×	○	○	12万人	調整中又は 現時点で非公表	調整中又は 現時点で非公表	調整中又は 現時点で非公表	調整中又は 現時点で非公表
10	三重県	LINE	○		○		×	○	○	10.4万人	通年 (年末年始を除く)	H31.4.1～H32.3.31	平日	17:00～21:00
11	京都府	LINE	○		○		×	○	○	6.6万人	長期休業期間明け及び学期中の一部	H31.8.27～H31.9.9 H31.10.1～H31.10.14 H32.1.7～H31.1.20	毎日	17:00～22:00
12	大阪府	LINE	○		○		×	○	○	39.9万人	7月中旬から1月下旬	H31.7.15～H32.1.27	週1日及び特定日	18:00～21:00
13	和歌山県	LINE	○		○		×	○	○	5.4万人	7月から1月 (年末年始を除く)	H31.7.1～H32.1.31 (年末年始を除く)	平日	17:00～21:00
14	鳥取県	i@signal		○	○		×	○	○	0.3万人	<中学校> 4月上旬から3月中旬 (長期休業期間中を除く) <高等学校> 6月上旬から3月中旬 (長期休業期間中を除く)	<中学校> H31.4.8～H32.3.13 (H31.7.22～H31.8.23、 H31.12.23～H32.1.3を除く) <高等学校> H31.6.3～H32.3.13 (H31.7.22～H31.8.23、 H31.12.23～H32.1.3を除く)	平日	0:00～24:00
15	岡山県	STOPit		○	○		×	○	○	3.8万人	通年	H31.4.1～H32.3.31	毎日	0:00～24:00
16	徳島県	LINE	○		○		×	○	○	3.7万人	調整中又は 現時点で非公表	調整中又は 現時点で非公表	調整中又は 現時点で非公表	調整中又は 現時点で非公表
17	高知県	LINE	○		○		×	×	○	2万人	5月上旬から1月下旬	H31.5.2～H31.6.30 H31.8.15～H31.9.30 H32.1.5～H31.1.31	毎日	17:30～21:30
18	熊本県	School Sign		○	○		×	○	○	3万人	通年	H31.4.1～H32.3.31	毎日	0:00～24:00
19	仙台市	LINE Webチャット	○	○	○		×	○	×	2.5万人	長期休業期間明け前後 ※一方の通報等については、通年	H31.4.26～H31.5.5 H31.8.19～H31.9.8 H31.10.7～H31.10.21 H32.1.4～H32.1.14 ※一方の通報等については、 H31.4.1～H32.3.31	毎日	18:00～21:00 ※一方の通報等については、 0:00～24:00
20	さいたま市	LINE	○		○		×	○	○	3.5万人	調整中又は 現時点で非公表	調整中又は 現時点で非公表	調整中又は 現時点で非公表	調整中又は 現時点で非公表
21	千葉市	LINE	○		○		×	○	○	2.5万人	5月上旬から3月下旬 (長期休業期間中を除く)	H31.5.7～H32.3.21 (H31.7.16～H31.9.1、 H31.12.26～H32.1.5を除く)	週2日	17:00～21:00
22	名古屋市	STOPit	○		○		×	○	○	1.1万人	通年	H31.4.1～H32.3.31	一部期間は平日 一部期間は毎日	一部期間は17:00～22:00 一部期間は9:00～22:00
23	京都市	調整中又は 現時点で非公表	調整中又は 現時点で非公表	調整中又は 現時点で非公表	調整中又は 現時点で非公表	調整中又は 現時点で非公表	調整中又は 現時点で非公表	調整中又は 現時点で非公表	調整中又は 現時点で非公表	調整中又は 現時点で非公表	調整中又は 現時点で非公表	調整中又は 現時点で非公表	調整中又は 現時点で非公表	調整中又は 現時点で非公表
24	大阪市	LINE	○		○		○	○	○	17.9万人	4月下旬から3月下旬	H31.4.25～H32.3.26	一部期間は毎日 一部期間は週1日	一部期間は13:00～21:00 一部期間は17:00～21:00
25	堺市	LINE	○		○		○	○	○	4.5万人	長期休業期間明け前後及び学期中の一部	H31.8.19～9.1 H31.9.4～11.27	一部期間は毎日 一部期間は週1日	17:00～21:00
26	熊本市	LINE	○		○		×	○	○	3.5万人	夏季休業期間明け前及び学期中の一部	①H31.8.19～H31.9.1 ②H31.9.8～H32.1月上旬	①毎日 ②毎週日曜日	17:00～21:00
27	大津市	LINE	○		○		×	○	×	0.9万人	通年 (年末年始を除く)	H31.4.1～H32.3.31 (年末年始を除く)	平日	17:00～21:00
28	野田市	STOPit	○		○		×	○	×	0.4万人	年度始めから年度末 (新1年生については6月中旬から年度末)	H31.4.1～H32.3.31 (新1年生については6月中旬から年度末)	毎日	0:00～24:00
自治体数			23	5	24	3	2	23	24	279.5万人				

※1 双方向の相談：SNS等を活用した双方向の相談

一方の通報等：アプリ等を活用した一方の通報等

※2 自治体内全域：自治体内全域を対象として実施(一部期間のみで自治体内全域を対象とする場合や都道府県において政令指定都市のみ除く場合も含む)

自治体の一部：地域や学校を抽出して実施

(平成31年4月11日時点)

## (2) 若者の自殺対策の現状と取組



文部科学省

# 児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における 対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について(通知)

(平成30年1月23日付け29初児生第38号、社援総発0123第1号)

## 1 背景

- ✓ 近年、自殺者全体の総数は減少傾向にあるが、自殺した児童生徒数は高止まりの状況
  - ✓ SNSを利用し、自殺願望を投稿するなどした高校生等を誘い出し、殺害した事件の発生(座間市における事件)
  - ✓ 「死ぬこと」や「自殺」を明示的に取り上げる自殺予防教育に関し、十分な取組が行われているとは言い難い状況
- ⇒ 新たな自殺総合対策大綱に定められた「**SOSの出し方に関する教育**」(※)の推進が重要。  
平成30年1月23日、同教育の推進を求める通知を文部科学省・厚生労働省の連名で発出。

(※)自殺対策基本法第17条第3項に定める「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」を言う。

## 2 通知の概要

以下に掲げる留意事項及び各学校や地域の実情を踏まえつつ、各教科等の授業等の一環として、**SOSの出し方に関する教育を少なくとも年1回実施**するなど積極的に推進すること。

1. 実施に当たっては、**保健師、社会福祉士、民生委員等を活用**することも有効であること。

【保健師等を活用するメリット】

- ① 児童生徒に対して**自らが必要に応じて相談相手になり得ることを直接伝えることができる**(「いざとなれば私のところに相談に来て」と言える)
- ② 保護者も含めた**世帯単位での支援が可能**になる
- ③ 学校と地域の専門家との間での**協力・連携関係の構築**につながる

2. 実施の際には、「24時間子供SOSダイヤル」や「チャイルドライン」などの**相談窓口の周知を行うことが望ましい**こと。

3. 児童生徒の発達段階に応じた内容とすることが重要であることを踏まえ、各学校の実情に合わせて**教材や授業方法を工夫**することが考えられること。

4. **SOSの出し方のみならず**、心の危機に陥った友人の感情を受け止めて、考えや行動を理解しようとする姿勢などの**傾聴の仕方(SOSの受け止め方)**についても教えることが望ましいこと。

5. 同教育は、厚生労働省の「**地域自殺対策強化事業実施要綱**」の「普及啓発事業」や「若年層対策事業」に該当するとともに、「地域特性重点特化事業」(補助率10/10)にも該当し得るため、**積極的に本事業を活用**するよう周知されたいこと。



# 児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の教材例について

(平成30年8月31日付け文部科学省児童生徒課、厚生労働省自殺対策推進室事務連絡)

## 1 背景

- ✓ 平成30年1月、SOSの出し方に関する教育についての留意事項を示し、各教科等の授業の一環として、少なくとも年1回実施することなど積極的な推進を依頼する通知を发出。
- ✓ SOSの出し方に関する更なる教育の一層の推進に資するため、上記の留意事項に加え、各学校でSOSの出し方に関する教育を行う上で参考となる教材例を周知。

## 2 通知の概要

以下の教材例を参考に、各学校において、SOSの出し方に関する教育の一層の推進に努めていただくこと。

### (1) 東京都教育委員会作成教材

- 子供が、現在起きている危機的状況又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動(身近にいる信頼できる大人にSOSを出す)ができるようにすること、及び身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすることを目的に、各学校がSOSの出し方に関する教育を推進するための教材(学習指導案、ワークシート、スライドデータ等)を作成。

### (2) 東京都作成教材

- 子供自身が悩みに対処する方法を知り、困ったときに、大人や専門機関に相談できるようになること、また、周囲の人の気がかりな変化に気づき、適切な行動(大人へのつなぎ)が取れるようになることをねらいとして、小学校6年生及び中学校1年生向けの小冊子を作成(教職員向け解説書も併せて周知)。

### (3) 北海道教育委員会作成教材

- 北海道教育委員会において、平成29年度いじめ対策・不登校支援等推進事業により、自殺予防教育を進める際の参考となるよう、「援助希求的態度の育成」、「早期の問題認識(心の健康)」、「ストレス対処スキルの育成」に関するプログラム(指導案やワークシート等)を作成。